

広情個審第47号
平成29年12月28日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

平成29年8月28日付け広企秘第20号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第223号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成29年8月28日付け広企秘第20号の諮問事案（諮問第223号事案）

平成29年3月14日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月28日付け広企秘第32号で行った公文書部分開示決定に対する同年4月17日付け審査請求

1 審査会の結論

レタックス発信依頼書（〇〇〇〇〇〇〇〇協会設立總會分）（以下「本件公文書」という。）につき、実施機関が行った部分開示決定について、不開示情報のうち〇〇〇〇〇〇〇〇協会設立趣意書に記載された発起人代表の氏名は開示すべきであるが、その他の情報を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「申立人」という。）の審査請求書、口頭意見陳述等における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、実施機関が行った部分開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 条例は、その第1条において、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的としている。それにもかかわらず、本件処分は、市民が市政に対する理解と信頼を深めるための説明責任を正しく果たしていない。

イ 条例第9条による「公益上特に必要」がある。

ウ 地方自治法第2条第14項に違反し住民の福祉に反する。

エ 開示する事による発起人の生命・生活又は財産が害される特段の説明も理由もない。

オ 一般の会員の人たちにまつわる個人情報を開示するよう求めているものではない。発起人は、会社でもそうであるように非常に重要な位置を占めるものであるから、公正な判断をする機会を市民に提供し、しっかりと説明責任を果たさなければならない。

3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 設立準備委員会事務局のFAX番号及びE-mailアドレスは個人のFAX番号及びE-mailアドレスである可能性が高く、条例第7条第1号「特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」に該当するものと考え、不開示とした。
- (2) 発起人は、代表者以外も含まれており、条例第7条第1号「特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」に該当するものと考え、不開示とした。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 不開示情報該当性について

ア 設立準備委員会事務局のFAX番号及びE-mailアドレスについて

設立準備委員会事務局のFAX番号及びE-mailアドレスは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 発起人の氏名及び肩書きについて

(7) 発起人代表について

- a 氏名は、設立準備委員会の代表者として当該団体の職務として行う行為に関する情報に該当すると認められるから開示すべきである。なお、氏名は本件公文書のうち、レタックス発信依頼書、招待状において開示されている。
- b 設立準備委員会以外の活動における肩書きは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1号の不開示情報に該当すると認められる。

(8) その他の発起人について

氏名及び設立準備委員会以外の活動における肩書きは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1号の不開示情報に該当すると認められる。

ウ 申立人のその他の主張について

申立人は、生活又は財産を保護するために公にすることが必要と認められる情報が不開示とされているとして、条例第9条による公益上の理由による裁量的開示を求めているが、上記ア及びイにおいて条例第7条第1項に該当するとした部分については、これを公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められず、条例第9条による裁量的開示をしなかった実施機関の判断に、裁量権の逸脱ないしはその濫用があるとは認められない。

また、申立人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(2) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
29. 8. 28	広企秘第20号の諮問を受理（諮問第223号で受理）
29. 11. 2 （第1回審査会）	第1部会で審議
29. 11. 30 （第2回審査会）	第1部会で審議
29. 12. 27 （第3回審査会）	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授